



# 約款集



**Daiwa Next Bank**

**大和ネクスト銀行**  
Daiwa Next Bank

(2114) B0042404



# 目 次

個人情報の利用目的 .....	1
大和ネクスト銀行約款	
銀行取引約款 .....	3
休眠預金約款 .....	13
円普通預金約款 .....	16
円定期預金約款 .....	18
振込約款 .....	22
大和証券を通じてお取引をされるお客さまに 適用される特約(個人のお客さま) .....	25
大和証券を通じてお取引をされるお客さまに 適用される特約(法人のお客さま) .....	32
大和証券の提携先を通じてお取引をされるお客さまに ... 適用される特約(個人のお客さま) .....	39
大和証券の提携先を通じてお取引をされるお客さまに ... 適用される特約(法人のお客さま) .....	43
外貨普通預金約款 .....	47
外貨積立約款 .....	52
外貨定期預金約款 .....	55
反社会的勢力への対応に関する基本方針 .....	60
反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意...	61
お問い合わせ先 .....	62

円普通預金と円定期預金は、大和ネクスト銀行が元本保証しております。また、預金保険の対象であり、ペイオフが発動された場合には、円普通預金と円定期預金を合算して元本 1,000 万円までとその元本に対する利息が保護されます。

## 個人情報の利用目的

株式会社大和ネクスト銀行（以下「当社」といいます。）は、お客さまの個人情報を、次の（１）の業務に関し、次の（２）の利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。また、当社では、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

### （１）業務内容

- ①預金業務、為替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- ②投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③その他銀行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）

### （２）利用目的

当社および当社の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性判断のため
- ⑥与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

③その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

※当社ウェブサイトにおける閲覧履歴等の利用目的につきましては、当社ウェブサイト「サイトポリシー」の「Cookie および IP アドレスについて」をご確認ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき、個人番号および特定個人情報につきましては、以下の業務上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- ①国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- ②預金口座付番に関する事務
- ③災害時および相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
- ④本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務

なお、銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

また、銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

以 上

## 銀行取引約款

株式会社大和ネクスト銀行（以下「当社」といいます。）と取引を行う場合は、当社で取り扱う預金取引、その他当社が提供する各種サービス取引すべてにおいて、当社は、お客さまが下記条項のほか、別途定める各取引に係る約款等を確認し、同意したものととして取り扱います。この約款で用いられる用語の定義は、特段の異なる記載がない限り、当社の定める他の約款等にも適用されるものとします。

### 第1条 お取引いただける方

当社と取引ができるお客さまは以下の要件をすべて満たす方のうち、当社が認めた方に限ります。

- (1) 満18歳以上の個人であること
- (2) 日本国内に居住する方であること
- (3) 当社が提供するウェブサイトにおけるサービスの利用が可能  
な環境にあること
- (4) 第16条第3項第16号および第17号のいずれにも該当しないこと

### 第2条 取引内容

1. お客さまがご利用いただけるサービスは、円普通預金取引、円定期預金取引、振込・振替取引、口座情報の照会取引、その他当社の指定する取引（以下「バンキングサービス」といいます。）とします。
2. バンキングサービスは、インターネットに接続できるパーソナルコンピュータ（以下「端末」といいます。）から当社所定の利用画面にログインし、お客さまご自身が、当社所定の利用画面から取引に必要な事項を入力することによりご利用いただくものとします。なお、当社はキャッシュカードを発行しません。
3. 現金、手形、小切手、その他の証券類は、当社所定の場合を除き、これを預入れ、払戻しすることはできません。
4. 当社が取り扱う預金については、いずれも少額貯蓄非課税制度（マル優制度）はご利用できません。

### 第3条 口座開設方法

1. 当社とお取引いただくためには、お客さまご本人名義の円普通預金口座を開設していただく必要があります。
2. お客さまは、この約款、円普通預金約款、円定期預金約款および振込約款を承認のうえ、当社所定の申込書またはウェブサイトに必要な事項を記入または入力し、当社所定の必要書類を提出または送信する方法により、口座開設をお申し込みいただくことができ、当社がこれを受領し認めた場合に口座開設することができる

ものとしします。なお、原則として、円普通預金口座は、一人一口座としします。

3. 口座開設にあたっては、お客さまの電子メールアドレス、および他の金融機関のご本人名義の預金口座を当社に届け出るものとしします。なお、当該電子メールアドレスおよび預金口座は第三者に利用されないように管理してください（口座開設後にこれらを変更する場合も同じ）。また、当社は、届け出をいただく電子メールアドレスの種類を指定する場合があります。
4. お申込みに際しては、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関係法令に基づきお取引カード等の取引関係書類を当社所定の方法で送付することにより本人確認を行います。取引関係書類が不着等により当社に返送された場合または当社からお客さまへの連絡がとれなかった場合には、口座開設は行いません。
5. 口座開設時にお客さまの届出内容に疑義があると当社が判断した場合、および第16条第3項のいずれかに該当する場合は口座開設を行わないことがあります。
6. 当社が口座開設をお断りしたことによりお客さまが損害を被ることがあっても、当社は責任を負いません。

#### 第4条 お取引カードの発行

1. 当社との取引を開始する際には、ユーザーIDおよび認証番号表を記載したお取引カードを発行します。お取引カードは譲渡、貸与、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、および第三者に利用させることはできません。
2. お取引カードは、紛失、または第三者に盗用、不正使用等されないようお客さまの責任において厳重に管理してください。
3. お取引カードを紛失した場合、または盗用・不正使用等の可能性がある場合には、ただちに当社所定の方法により届け出てください。この届出に対し、当社は所定の手続きを行い、利用停止措置を講じます。
4. お取引カードの再発行には当社所定の再発行手続きが必要となります。なお、再発行手続きをしない場合、お客さまとの取引の全部もしくは一部を停止し、または口座を解約することがあります。
5. お取引カードの再発行に際しては、当社所定の手数料をいただきます。

#### 第5条 パスワード等

1. 当社との取引に当たっては、以下の各種パスワード等（以下「パスワード等」といいます。）が必要になります。お客さまは、ログインパスワードおよび取引パスワードについて当社所定の方法により届け出るものとしします。ただし、当社所定の英数字をパスワードとして届け出ることはできません。また、パスワードは生年月日、

住所の地番、電話番号（勤務先含む。）、自動車のナンバー、同一英数字等、他人から推測されやすい番号の指定を避けるとともに、定期的に変更していただくことをお勧めします。

- (1) ログインパスワード  
当社ウェブサイトよりバンキングサービスの利用画面にログインする際に使用します。
  - (2) 取引パスワード  
各種バンキングサービス実行時に使用します。
  - (3) 認証番号  
各種バンキングサービス実行時に使用します。なお、認証番号は前号の取引パスワードと併せて使用します。
  - (4) ワンタイムパスワード  
各種バンキングサービス実行時に使用します。なお、ワンタイムパスワードはお客さまが届け出た当社所定の電子メールアドレスに可変的なパスワードを発信し、第2号の取引パスワードおよび前号の認証番号と併せて使用します。
2. 前項に定めるパスワード等は、お客さまの責任において厳重に管理し、第三者には開示しないでください（当社職員がパスワード等をお尋ねすることはありません）。パスワード等の失念、または第三者に知られた可能性がある場合には、ただちに当社所定の方法により、パスワード等の変更・再登録手続きをとってください。この手続き前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
  3. 誤ったパスワード等が当社所定の回数以上連続して入力された場合は、当社はバンキングサービスの提供を停止します。お客さまがバンキングサービスの利用を再開する場合は、当社所定の手続きによるものとしします。

#### 第6条 本人確認等

1. 当社は、ログイン時またはバンキングサービス利用時に入力されたパスワード等と当社に登録されているパスワード等を照合し、その一致を確認することで本人確認を行ったものとしします。
2. 当社は、前項にかかわらず、バンキングサービスまたはこれに付随する手続きのために本人確認書類の提出を求め、提出された当該書類と当社に届け出られた本人特定事項を照合し、その一致をもって本人確認を行ったものとしすることがあります。
3. 当社は、必要に応じて、第1項および前項以外の本人確認手続きを指定することがあります。
4. 第1項から前項の手続きにより本人確認をして取り扱いましたうえは、当該パスワード等につき不正使用その他の事故等があっても、当社は当該取引を有効なものとして取り扱い、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

5. 第1項から第3項の手続きのほか、当社が必要と判断した場合に、本人確認書類など各種資料の提出の依頼や、電話等によるお客さまへの確認をさせていただくことがあります。

## 第7条 取引方法

### 1. 取引の依頼方法

当社への取引依頼は、お客さまの端末から前条による当社の本人確認を行ったうえで、お客さまが取引に必要な所定事項を当社に伝達することにより行うものとします。

### 2. 依頼内容の確認

- (1) 当社がお客さまから取引の依頼を受信し、本人確認手続きの結果、お客さまご本人からの依頼であると認めた場合には、当社は受信した依頼内容をお客さまの端末に返信します。
- (2) お客さまは、前号により返信された内容を確認し、その内容が正しい場合は、当社所定の手続きに従い、当社に対し確認した旨を送信してください。なお、依頼内容を変更または取り消す場合は、所定の手続きに従って当該依頼を変更または取り消してください。
- (3) 前号の当社に対する回答は速やかに行ってください。回答が所定の時間内に当社に到達しなかった場合は、当該取引依頼は取り消されたものとして取り扱います。

### 3. 依頼内容の確定

前項第2号における回答が所定の時間内に当社に到達し、かつ、当社のコンピューター処理が終了した時点で、当社はお客さまからの取引依頼が確定したものとして取り扱います。

### 4. 取引の実施

- (1) 当社は、お客さまからの依頼内容確定後に取引を実施し、その結果を通知しますので、内容を確認してください。通知した結果について不明な点がある場合、または通知結果を受信できなかった場合は、当社までご照会ください。
- (2) お客さまからの依頼に基づく取引が実施されなかった場合（残高不足、お客さまからの申出による支払い停止等を含む）には、当該依頼はなかったものとして取り扱い、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 第8条 取引日付

当社が前条により、お客さまより取引の依頼を受けた場合、お客さまから特に指示がない限り、依頼内容確定当日付にて取り扱うことを原則としますが、依頼内容確定時間によっては翌営業日の取り扱いとなることがあります。その場合、翌営業日の取引実施時点において払い戻すべき預金残高が不足しているときは、当該取引の依頼はなかったものとして取り扱い、これにより生じた損害について

は、当社は責任を負いません。

## 第9条 取扱時間

バンキングサービスの取扱時間は、当社所定の時間内とします。ただし、システム等の障害が発生した場合や、メンテナンス等の必要がある場合には、当社はお客さまに予告することなく、バンキングサービスの提供を一時停止または中止することがあります。

## 第10条 手数料

1. バンキングサービスにかかる各種手数料は、別途定めるとおりとし、かかる手数料は当社ウェブサイトに掲示することにより告知します。
2. 前項の各種手数料は、当社が当社に開設されているお客さまの円普通預金口座から、お客さまによるパスワード等の入力なしに所定の方法により引き落とします。
3. 当社は、お客さまに事前に通知することなく、各種手数料を変更または新設することがあります。

## 第11条 通帳の不発行、取引明細等

1. 取引明細の確認は、当社ウェブサイトの当社所定の取引明細画面等より行ってください。原則として預金通帳および預金証書等は発行しません。
2. 当社はお客さまとの取引記録を相当期間保存します。万が一当社とお客さまとの間で取引内容に疑義が発生した場合は、当社の帳簿、伝票等の記録（電磁的記録を含みます。）を正当なものとして取り扱うものとします。

## 第12条 通帳（お取引明細書）、残高証明書の発行

1. お客さまが取引明細または残高証明の書面による発行を希望される場合には、当社所定の方法によりご依頼ください。当社所定の方法により通帳（お取引明細書）または残高証明書を発行し、お客さまが当社に届け出た住所に郵送いたします。なお、当該通帳（お取引明細書）または残高証明書の対象となる取引の時期については、これを制限する場合があります。
2. 前項の通帳（お取引明細書）または残高証明書の発行に際しては、その到着・不着を問わず、当社所定の手数を第10条第2項により引き落とします。
3. 第1項の通帳（お取引明細書）は、当社専用のバインダーにお客さまが綴り込んで保管するものとします。
4. 第1項の通帳（お取引明細書）および残高証明書を、お客さまが当社に届け出た住所に郵送し、これら送付書類が返戻された場合、当社はこれらを保管する責任を負いません。延着した場合や

到達しなかった場合等、当社の責に帰さない事由によりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

- 通帳（お取引明細書）は、一度ご依頼いただいた後は当社所定の時期に定期的に発行いたしますが、第2項の手数料の引落しができない場合は、当社はお客さまに何ら通知することなく、当該通帳（お取引明細書）の発行を中止することができるものとします。
- 通帳（お取引明細書）の発行を中止されたい場合には、当社所定の手続きにしたがい申し出てください。

### 第13条 届出事項の変更

- 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の届出事項を変更する場合、または変更があった場合には、ただちに当社所定の方法により、届出事項の変更手続きを行ってください。
- 届出事項に変更があったとき、または変更があるときは、変更手続き以前に生じた損害については、当社は責任を負いません。また、届出事項の不備または届出事項の変更を怠ったことによる損害については、当社は責任を負いません。
- 届出事項のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送し、これらが未着で当社に返送された場合、当社は、通知または送付書類（ただし、法令等で交付を義務付けられているものを除きます。）の送付を中止することができます。それによりお客さまに損害が生じても責任を負いません。

### 第14条 通知・告知の取扱い

- お客さまは、当社からの通知、連絡および告知は、当社ウェブサイトへの掲載、電子メール、またはその他の方法により行われることに同意するものとします。
- お客さまが届け出た住所または電子メールアドレスあてに当社が通知を発信した場合において、通信事情、届出事項の不備・未変更、その他当社の責によらない事由により延着し、または到達しなかった場合でも、お客さまに通常到達すべきときに到着したものとみなします。
- お客さまが届け出た電子メールアドレスが、当社の責による場合を除き、お客さま以外の第三者の電子メールアドレスになっていたとしても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

### 第15条 譲渡、質入れ等の禁止

当社の承諾なしに、当社との取引上の地位（預金契約上の地位を含みます。）、預金、その他この取引にかかる一切の権利について、譲渡、貸与、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

### 第16条 解約、取引の制限

- お客さまが当社との取引を解約する場合には、当社所定の方法によるものとします。また、円普通預金口座を解約した場合には、当社とのその他のすべての取引も当然に解約されるものとします。なお、円定期預金残高がある場合には、円普通預金口座のみを解約することはできません。
- 前項の場合において、お取引カードは当社に返却するか、お客さまの責任において破棄してください。
- お客さまについて次の各号のいずれかが生じた場合、当社はお客さまに何ら通知することなく、ただちに取引の全部もしくは一部を停止し、または口座を解約できるものとします。
  - 支払の停止、または破産、民事再生、会社更生、もしくは特別清算手続開始の申立てがあったとき
  - 仮差押え、保全差押え、または差押えの命令、通知が発送されたとき
  - お客さまが日本国内に住所を有さなくなったとき
  - 相続の開始があったとき
  - お客さまの所在が不明になったとき（お客さまが当社に届け出られた住所・電話番号・電子メールアドレス等を通じてお客さまに連絡を取ることができないと当社が認める場合を含みます。）
  - 各種手数料の支払いがなかったとき
  - 当社所定の期間お客さまによる当社所定のご利用がないとき
  - 預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
  - 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
  - 口座開設時の届出内容または口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽があることが判明したとき、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき
  - この約款および各取引に係る約款等に基づく当社からの資料の提出の依頼や各種確認に対して、正当な理由なくその提出または回答がなかったとき（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため、当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）
  - 預金口座がマネー・ローダリング、テロ資金供与、経済制裁、特殊詐欺その他金融犯罪（本号において「金融犯罪等」といいます。）に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当社が認め、金融犯罪等防止の観点から当社が必要と判断したとき（ただし、警察からの情報提供やお客さまからの説明等に基づき、金融犯罪等に抵触する取引に利用されるおそれが

- 合理的に解消されたと当社が判断した場合、制限を解除します。)
- (13) 預金口座にお預けいただいている資金が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」に該当する可能性がある当社が判断したとき（ただし、警察からの情報提供やお客さまからの説明等に基づき、預金口座にお預けいただいている資金が犯罪による収益に該当するおそれが合理的に解消されたと当社が判断した場合、制限を解除します。)
- (14) 預金口座にお預けいただいている資金がお客さまの意思に反して不正に出金されている可能性がある当社が判断したとき（ただし、お客さまの意思に基づく出金であることが合理的に確認できた場合、制限を解除します。)
- (15) お客さまが行う取引の頻度および態様が社会通念上認められる限度を超え、当社のサービス提供や管理業務に支障が生じると認められるため、当社がお客さまにその旨を明示して是正を求めたにも関わらず、お客さまがその是正を行わないとき
- (16) お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明したとき
- ①暴力団
  - ②暴力団員
  - ③暴力団準構成員
  - ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等
  - ⑥以上に準ずる者
- (17) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤以上の行為に準ずる行為
- (18) その他、当社との各取引に係る約款等の解約事由のいずれかに該当したとき
- (19) この約款および各取引に係る約款等に違反したとき
- (20) 前各号に掲げるほか、当社がサービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき
4. 解約手続き後の残高は当社に届け出された他の金融機関の本人名義の預金口座（当社が振込サービスを提供できる金融機関の口座に限る。）へ振込をすることで、当社はお客さまに対するすべての責任を免れることができます。当社に届け出された他の金融機関の本人名義の預金口座への振込ができない場合であっても、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

5. 解約手続き後において当社の債権が残る場合は、当社は当該債権を第三者に譲渡することができるものとします。
6. 第3項による取引の停止または預金口座の解約によりお客さまに損害が生じて、当社は責任を負いません。

#### 第17条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当社所定の方法により届け出てください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を当社所定の方法により届け出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項および前項と同様に届け出てください。
4. 第1項から前項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届け出てください。
5. 第1項から前項の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

#### 第18条 事務処理の委託に関する取扱い

1. 当社は、お客さまの取引に関する情報の取扱いを含む事務処理を当社以外の第三者に委託することができるものとします。
2. 当社および当社が業務を委託する第三者は、保有するお客さまの情報を厳正に管理し、お客さまのプライバシー保護のために十分に注意を払うとともにお客さまの情報をその目的以外に使用しないものとします。

#### 第19条 個人情報取扱い

1. 当社はお客さまの情報について、「プライバシーポリシー」および「大和ネクスト銀行で取り扱う個人情報にかかる法定公表事項等について」に従い取り扱います。また、国内外の法令、裁判手続、その他の法的手続きまたは規制当局により、お客さまの情報の提出を要求された場合には、当社はその要求に従うことができるものとします。
2. 当社の「プライバシーポリシー」および「大和ネクスト銀行で取り扱う個人情報にかかる法定公表事項等について」は、当社ウェブサイトに掲示します。

## 第20条 システム障害、災害などに関する免責事項

1. 次の各号の事由により、当社の提供するサービスの取扱いに遅延、不能等が生じた場合、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
  - (1) 災害・事変・テロリズム・伝染病、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
  - (2) 当社（委託先を含む。以下本条において同じとします。）または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピューターに障害が生じたとき
  - (3) 当社以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があるとき
2. 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さまのパスワード等、取引情報が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 第21条 約款等の準用

当社との取引に関し、この約款に定めのない事項については、別途定める各取引に係る約款等により取り扱います。当社の約款等は、当社のウェブサイトで確認することができます。

## 第22条 約款の変更

当社は、法令、金融情勢、社会情勢、経営状況その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づき、この約款の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は、変更内容を当社のウェブサイトへの掲示による公表その他相当の方法で周知し、公表等の際に定める適用開始日から当該変更が適用されるものとします。

## 第23条 準拠法、合意管轄

当社との取引についての準拠法は日本法とします。当社との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

以上

## 休眠預金約款

### 第1条 適用範囲

この約款は「円普通預金約款」「円定期預金約款」「積立資金専用円普通預金約款」に基づく各預金取引について、各約款に定める事項に加えて適用されます。

### 第2条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

1. 当社の円普通預金および円定期預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - (1) 当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日。
  - (2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。
  - (3) 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
  - (4) この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。
2. 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - (1) 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
  - (2) 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと  
当該支払停止が解除された日
  - (3) この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと  
当該手続が終了した日
  - (4) 法令または契約に基づく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限り。）  
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

- (5)「円普通預金約款」「円定期預金約款」「積立資金専用円普通預金約款」に基づく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと  
他の預金に係る最終異動日等

### 第3条 複数の預金を組み合わせた商品に係る預金の最終異動日等

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（前条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

### 第4条 休眠預金等代替金に関する取扱い

- この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- 前項の場合、預金者等は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
  - この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと。
  - この預金について、第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）。
  - この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
  - この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- 当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - 当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
  - この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合

には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。

- (3) 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

5. 本条については、休眠預金等活用法に基づきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

### 第5条 約款の変更

当社は、法令、金融情勢、社会情勢、経営状況その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づき、この約款の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は、変更内容を当社のウェブサイトへの掲示による公表その他相当の方法で周知し、公表等の際に定める適用開始日から当該変更が適用されるものとします。

以上

## 円普通預金約款

### 第1条 受入れ

1. この預金口座への受入れは、内国為替による振込金、当社に開設されているお客さまご本人名義の他の預金口座からの振替、またはその他当社が適当と判断した方法によるものとします。
2. この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、お客さまに通知することなく振込金の入金記帳を取り消します。

### 第2条 払戻し

1. この預金の払戻しは、他の預金口座への振替、振込、または当社所定の手続きによる各種料金などの口座振替によるものとします。
2. 同日にこの預金から複数件の払戻しをする場合に、その総額（手数料を含む）が預金残高を超えるとときは、そのいずれを払い戻すかは当社の任意とします。

### 第3条 利息

1. この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当社所定の日に毎日の当社所定の円普通預金利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。
2. 利息の計算は、1年を365日とする日割り計算とします（1円未満切捨て）。
3. 利率は金融情勢の変化等により変更することがあります。

### 第4条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

1. この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、または第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
2. 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当社に対し複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- (2) 前号による充当の指定がない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
  - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当社の定めによるものとします。
  4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
  5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

### 第5条 約款等の準用

この約款に定めのない事項については、当社の定める他の約款等によるものとします。

### 第6条 約款の変更

当社は、法令、金融情勢、社会情勢、経営状況その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づき、この約款の内容を変更することがあります。その場合には、当社は、変更内容を当社のウェブサイトへの掲示による公表その他相当の方法で周知し、公表等の際に定める適用開始日から当該変更が適用されるものとします。

以上

# 円定期預金約款

## 第1条 口座開設

1. 円定期預金口座は、この預金を初めて預入れするときに、預入れと同時に開設します。
2. 口座名義、支店番号および預金口座番号は、当社に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座と同一とします。

## 第2条 預入れ

1. この預金口座への預入れは、当社に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座からの振替によるものとします。
2. この預金口座への預入れは、最低預入金額を10万円以上とし、1円単位とします。なお、預入金額には、上限を設ける場合があります。
3. 預入れの依頼は、当社所定の手続きにしたがい、円定期預金の預入金額、預入期間、満期時取扱方法その他所定の事項を正確に入力してください。
4. 前項の依頼内容について誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
5. 円定期預金の預入れの申込みまたは預入れの予約の申込みを受け付けた場合は、お客さまからの申込み内容を端末に表示しますので、必ずその内容を確認してください。

## 第3条 預入期間および満期時取扱方法の選択

### 1. 預入期間の選択

預入れ時に、当社で定める一定の預入期間から選択する方法または1か月以上1年未満以内の範囲で満期日（当社所定の日を除く。）を任意に定める方法（以下「満期日指定方式」といいます。）のいずれかを選択いただきます。

### 2. 満期時取扱方法の選択

- (1) 預入れ時に、満期時取扱方法として、自動継続（元利）、自動継続（元金）、または自動解約のいずれかを選択いただきます。ただし、前項において満期日指定方式を選択した場合、自動解約となります。
- (2) 満期時取扱方法を変更する場合には、満期日の前日までに当社所定の方法により手続きをしてください。

### 3. 元利金の取扱い

#### (1) 自動継続（元利）および自動継続（元金）

- ① 満期日に前回と同一の期間の円定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- ② 自動継続（元利）を選択した場合の継続後の元金は、継続前

の元金に利息を加えた金額とします。

- ③ 自動継続（元金）を選択した場合の継続後の元金は、継続前の元金と同じ金額とし、利息は当社に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座に入金します。
- ④ 継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- ⑤ 継続を停止する場合は、前項第2号の方法により満期時取扱方法を自動解約に変更してください。

#### (2) 自動解約

自動解約を選択した場合、満期日に自動的に解約し、元金および利息を支払います。

## 第4条 預入日の取扱い

1. お客さまは、円定期預金の預入れに際しては、預入日を指定することができます。
2. 預入日の指定がない場合には、当社が受け付けた日を預入日として取り扱います。
3. 翌日以降を預入日として指定した場合、その日を預入日する円定期預金の預入れの予約の依頼として取り扱います。
4. 円定期預金の預入れの予約は、当社所定の手続きを行うことにより、取り消すことができます。
5. 円定期預金の預入れの予約において、預入日に円普通預金の残高不足等により預入金額の振替ができなかったときは、円定期預金の預入れの予約の依頼はなかったものとして取り扱います。

## 第5条 払戻し

この預金の解約（中途解約を含みます。）に基づく元金および利息の支払いは、当社に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座に振り替えることによります。

## 第6条 利息

1. この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じとします。）から満期日の前日までの日数および適用する当社所定の利率（継続後の預金については第3条第3項第1号④に定める利率をいい、以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、次条の中途解約がなされた場合は、この限りではありません。なお、複利型のこの預金の利息は、1年複利の方法で計算します。
2. 満期日において円普通預金口座の凍結その他の理由により元金または利息の支払いができず、満期日の翌日以降に元利金また

は利息を支払う場合、当該満期日以降の元金に対する利息は、当該満期日から元金を支払う日の前日までの日数および当社所定の円普通預金利率により計算します。なお、本項の場合において、満期日における未払利息に対して利息は付されないものとします。

3. 次条の規定によりこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および当社が定める中途解約利率によってこの元金とともに支払います。
4. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します（円未満切捨て）。

## 第7条 中途解約

1. 満期日前の解約は原則としてできません。ただし、お客さまより当社所定の方法により満期日前の解約申出があり、かつ当社がやむをえないものと認めた場合には、解約することができます。なお、この預金の一部について解約することはできません。
2. 前項ただし書により、解約の申出を行う場合、円定期預金の明細番号その他所定の事項を正確に入力してください。
3. 前項の申出内容に誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 第8条 非居住者の取扱い

1. お客さまが日本国内に住所を有さなくなったときは、当社所定の方法により届出てください。
2. 前項による届出により、当社においてお客さまが非居住者である事実を確認した場合には、円定期預金を解約します。
3. 前項により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、預入時の約定利率により計算し、元金とともに支払います。

## 第9条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、または第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
2. 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当社に対し複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。た

だし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- (2) 前号による充当の指定がない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
  - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等の計算については、次によるものとします。
    - (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率によるものとします。
    - (2) 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当社の定めによるものとします。
  4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
  5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 第10条 約款等の準用

この約款に定めのない事項については、当社の定める他の約款等によるものとします。

## 第11条 約款の変更

当社は、法令、金融情勢、社会情勢、経営状況その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づき、この約款の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は、変更内容を当社のウェブサイトへの掲示による公表その他相当の方法で周知し、公表等の際に定める適用開始日から当該変更が適用されるものとします。

以上

# 振込約款

## 第1条 適用範囲

バンキングサービスにおける当社または他の金融機関の国内本店にある受取人の預金口座あての振込については、この約款により取り扱います。

## 第2条 振込の依頼等

1. 振込の依頼は、当社所定の手続きにしたがい、振込先金融機関・店舗名・預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、振込日、依頼人名その他所定の事項を正確に入力してください。
2. 前項の依頼内容について誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 振込依頼または振込予約の依頼を受け付けた場合は、お客さまからの依頼内容を端末に表示しますので、必ずその内容を確認してください。

## 第3条 取引日付

振込に関する取引日付は以下のとおり、取り扱います。

- (1) 振込日を振込依頼日当日に指定できるのは、当社が別途定める取引時間（以下本条において「取引時間」といいます。）の終了までに振込依頼があった場合に限りです。なお、当該依頼が、取引時間の開始前にあった場合には、振込予約の依頼としてこれを取り扱います。
- (2) 前号の当社が別途定める取引時間は受取人が当社あてと他の金融機関あてで異なる場合があります。
- (3) 翌日以降を振込日として指定する場合、指定された日付を振込日とする振込予約の依頼としてこれを取り扱います。

## 第4条 振込契約の成立

1. 振込契約は、当社がコンピューターシステムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認したときに成立するものとします。
2. 振込資金等は、振込日に当社に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座から自動的に引き落とす方法により受領するものとします。
3. 振込予約の依頼を行った場合において、当該予約にかかる振込日に残高不足により振込資金等を引き落とせなかったときは、当該振込予約の依頼はなかったものとして取り扱います。この場合、当社はお客さまに対してその旨を通知する義務を負いません。
4. 振込予約は、振込日に当社が振込資金等の受領を確認するまで

に、当社所定の手続きを行うことにより、取り消すことができます。

## 第5条 振込通知の発信

取引時間の終了までに当社のコンピューターシステムが振込依頼を受け付け、かつ振込契約が成立したときは、当社は、依頼内容に基づいて振込先の金融機関に対して当日中に振込通知を発信します。

## 第6条 取引内容の照会等

1. 振込契約に従った入金日までに受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、当該振込の依頼内容および当該振込についてエラーが発生していないかを確認してください。
2. 当社が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、当社はお客さまに対し、当該振込の依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当社からの照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 第7条 入金不能時の取扱い

振込先の金融機関から振込依頼のあった受取人口座がない等の事由により振込資金が返却された場合には、当社はお客さまに通知することなく、振込資金を当社に開設されているお客さまの円普通預金口座に入金することとし、振込手数料は返却いたしません。なお、これによって生じた損害について当社は責任を負いません。

## 第8条 依頼内容の取消・変更・組戻し

1. 振込契約の成立後は、その依頼内容の取消および変更はできません。
2. 振込契約の成立後にお客さまがその振込の組戻しを依頼する場合には、次の手続きにより取り扱います。
  - (1) 組戻しの依頼は、当社所定の手続きにしたがい受け付けます。
  - (2) 当社は組戻しの依頼内容に従って組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - (3) 振込先の金融機関より組戻しの依頼に基づき振込資金が返却された場合には、当社はその振込資金を当社に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座に入金します。
3. 前項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているとき、または受取人からの組戻しの承諾を得られない場合等の理由により、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

## 第9条 通知・照会の連絡先

1. この取引についてお客さまに通知・照会をする場合には、あらかじめ届出られた電話番号もしくは電子メールアドレスを連絡先とします。
2. 前項において、連絡先の届出の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 第10条 振込上限

1. 当社は、一日あたりの振込上限金額を設定する場合があります。
2. 短期間に同一金融機関のご本人名義あての振込を過剰に繰り返す場合等、異常な取引が認められた場合には、当社は取引の全部もしくは一部を停止し、またはお客さまの口座を解約することができるものとします。

## 第11条 手数料

1. 振込の受付にあたっては、当社所定の振込手数料をいただきます。
2. 組戻しの受付にあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。また、組戻しができなかった場合にも、組戻手数料は返却いたしません。
3. 前各項のほか、振込みに関する取引について、特別の依頼により要した費用は別途いただきます。

## 第12条 約款等の準用

この約款に定めのない事項については、当社の定める他の約款等によるものとします。

## 第13条 約款の変更

当社は、法令、金融情勢、社会情勢、経営状況その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づき、この約款の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は、変更内容を当社のウェブサイトへの掲示による公表その他相当の方法で周知し、公表等の際に定める適用開始日から当該変更が適用されるものとします。

以上

## 大和証券を通じてお取引をされるお客さまに適用される特約（個人のお客さま）

この特約は、当社の銀行代理業者である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を通じたバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用する個人のお客さまについて定めるものです。

本サービスのお客さまは、銀行取引約款、円普通預金約款、円定期預金約款、振込約款等の各約款等に加え、この特約について確認し、同意したものとして取り扱います。

この特約の規定が他の規定と異なる場合にはこの特約の規定が優先するものとし、また、この特約に定めのない事項については、他の規定が適用されるものとします。

この特約で使用する用語は、特に断りのない限り、銀行取引約款、円普通預金約款、円定期預金約款、振込約款等の各約款等におけるものと同一の意味を有するものとします。

## 第1章 銀行取引約款の特則

### 第1条 お取引いただける方

1. 本サービスをご利用いただけるお客さまは、大和証券に口座を開設し、かつ、当社および大和証券が定める所定の方法によりスウィープサービスを申し込んだ方で、当社が認める場合に限りです。
2. 本サービスのお客さまには、銀行取引約款第1条第1項第1号の規定の適用はないものとします。

### 第2条 取引内容

本サービスのお客さまは、銀行取引約款第2条第2項の規定にかかわらず、所定のバンキングサービスについて、所定の大和証券のお取引窓口（以下「お取引窓口」といいます。）を通じてお取引いただけます。

### 第3条 口座開設方法

1. お客さまが大和証券において当社の円普通預金口座開設のお申し込みを行う場合、大和証券は当社の銀行代理業者として口座開設にかかわる契約の締結の媒介を行うものとし、当社がこれを認めた場合に口座開設することができるものとします。
2. 前項の場合、銀行取引約款第3条第3項の規定は適用されないものとします。ただし、端末からバンキングサービスをご利用いただく場合には、本サービスのお客さまの電子メールアドレスを当社に届け出るものとします。
3. 第1項により口座開設を行う場合には、大和証券が保有する氏名、

住所、生年月日、連絡先、指定預貯金口座（大和証券において本サービスのお客さまがあらかじめ指定した預貯金口座をいいます。以下同じとします。）等の本サービスのお客さまに関する情報について、当社に届出があったものとして取り扱います。

- 銀行取引約款第1条の規定にかかわらず、お客さまが大和証券の約款等に定める契約の解除事由に該当する場合、大和証券は、第1項の媒介を行わないことがあります。

#### 第4条 バンキングサービスご利用時の本人確認

- 本サービスのお客さまは、大和証券のオンライントレードの利用画面にログインすることにより、当社のログインパスワードを利用することなく、同画面から当社バンキングサービスの利用画面にアクセスすることができるものとします。この場合、銀行取引約款第6条第1項の規定にかかわらず、大和証券のオンライントレードへのログイン時における本人確認をもって、同項の本人確認を行ったものとみなします。
- 本サービスのお客さまがお取引窓口取引を依頼（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）する場合において、大和証券所定の方法により本サービスのお客さまの本人確認を行った場合は、以後本サービスの利用に関する本人確認を行ったものとして取り扱います。
- 第1項および前項の手続きにより本人確認をして取り扱いましたうえは、当該パスワード、お届出印等につき不正使用その他の事故等があっても、当社は当該取引を有効なものとして取り扱い、これによって生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。

#### 第5条 取引方法

- 本サービスのお客さまによるお取引窓口への取引の依頼（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）は、当社所定の手続きに従い行うものとします。
- 前項の場合、前条第2項により大和証券にて本サービスのお客さまご本人からの依頼であることを認めた場合には、大和証券にて媒介を行い、当社がこれを承諾したときをもって、取引が成立するものとします。

#### 第6条 取扱時間

本サービスの取扱時間は、大和証券のサービス時間によるものとします。

#### 第7条 届出事項の変更

- 本サービスのお客さまから、氏名、住所、電話番号、指定預貯金口座その他当社が定める所定の届出事項について、大和証券に変更の届出（大和証券における証券総合口座等に関する届出を含みます。）があった場合には、当社に対しても当該届出があったものとして取り扱います。
- 前項の取扱いにより生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。
- 本サービスのお客さまは、第1項の届出の当社システムへの反映には、当社所定の日数を要することを了解するものとします。

#### 第8条 口座の解約および取引の制限

- 本サービスのお客さまにおいて大和証券で定める取引の制限および契約の解除事由が発生した場合、当社はお客さまに何ら通知することなく、直ちに預金口座における取引の全部もしくは一部を停止し、または預金口座を解約できるものとします。
- 本サービスのお客さまについて銀行取引約款第16条第3項各号に規定する解約または取引制限事由が発生した場合、当社は大和証券にその旨を通知し、大和証券は、本サービスのお客さまの大和証券のご本人名義の口座（以下「大和証券口座」といいます。）における取引の全部もしくは一部を停止し、または口座を解約できるものとします。
- 銀行取引約款第16条またはこの特約による解約手続き後の残高は当社に届け出された他の金融機関の本人名義の預金口座（当社が振込サービスを提供できる金融機関の口座に限る。）への振込、または大和証券口座への振替をすることで、当社は本サービスのお客さまに対するすべての責任を免れることができます。当社に届出された他の金融機関の本人名義の預金口座への振込、または大和証券口座への振替ができない場合であっても、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 第1項から前項による取引の停止または口座の解約により本サービスのお客さまに損害が生じても当社および大和証券は責任を負いません。
- 本サービスのお客さまが大和証券口座のみを解約する場合、この特約は適用されなくなります。ただし、この特約に基づいて当社に届け出たものとみなされた事項については、引き続き当該届出があったものとして取り扱います。また、大和証券口座のみの解約に際しては、当社との取引を継続するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関係法令に基づき本人確認書類をご提出いただく場合があります。

## 第9条 成年後見人等の届出

本サービスのお客さまについて、大和証券に対して補助・保佐・後見等の成年後見人等に係る届出がなされている場合には、当社にも同届出があったものとして取り扱います。

## 第10条 代理人等の届出

本サービスのお客さまについて、大和証券に対して代理人・使者・事務代理人を届け出ている場合は、当社所定の方法により、当社に対しても、同一の方を選任いただくものとします。

## 第2章 円普通預金約款の特則

### 第11条 円普通預金口座からの払戻し方法

本サービスのお客さまは、円普通預金約款第2条第1項に定める方法のほか、円普通預金口座から大和証券口座へ振り替えることにより払戻しを受けることができますものとします。

### 第12条 スウィープサービス取扱規定に基づく払戻し

大和証券のスウィープサービス取扱規定に基づき、大和証券から当社あてに払戻しの請求があったときは、当社は本サービスのお客さまに通知することなく、請求金額を大和証券が指定する日に当該お客さまによるパスワード等の入力なしに円普通預金口座から引き落とし、大和証券に支払うことができますものとします。引き落とし時点において、払い戻すべき金額が不足しているときは、円普通預金口座の残高の範囲内で引き落とし、大和証券に支払います。

### 第13条 払戻し金額

本サービスのお客さまから、円普通預金の払戻し（第11条および前条に基づく大和証券口座への振替による払戻しを除く。）の依頼があった場合、前条に規定する大和証券からの払戻しの請求が想定される最大金額として当社が定める金額を超える金額が円普通預金口座にある場合に、当該超過額の範囲内で、これに応じます。

### 第14条 相続発生時の取扱い

本サービスのお客さまの死亡により、相続が発生した場合には、すべての円普通預金を解約いただくものとします。

## 第3章 円定期預金約款の特則

### 第15条 預入れ

1. 本サービスにおけるお取引窓口への円定期預金の預入れの申込み（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）は、当社所定の手続きに従い行うものとします。

2. 前項の申込みの際には、円定期預金の預入金額、預入期間、満期時取扱方法その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。

### 第16条 中途解約の取扱い

1. 本サービスにおけるお取引窓口への円定期預金の中途解約の申出（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）は、当社所定の手続きに従い行うものとします。
2. 前項の中途解約の申出に際しては、円定期預金明細番号その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。
3. 第1項に基づき、中途解約の申出があった場合、本サービスのお客さまは、その申出から解約までに当社所定の日数を要することを了解するものとします。

### 第17条 相続発生時の取扱い

1. 本サービスのお客さまの死亡により、相続が発生した場合には、相続人は当社所定の方法により届け出てください。
2. 前項の届出があった場合、当社所定の手続きに従い、すべての円定期預金を解約いただく場合があります。
3. 前項により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、預入時の約定利率により計算し、元金とともに当社に開設されている本サービスのお客さまご本人名義の円普通預金口座に振り替えます。

## 第4章 振込約款の特則

### 第18条 振込

1. 本サービスにおけるお取引窓口への振込依頼（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）は、当社所定の手続きに従って行うものとします。ただし、お取引窓口に依頼をする場合の振込は、この特約に基づき当社に届け出たものとみなされた指定預貯金口座あての振込に限ります。
2. 前項の振込依頼は、振込日、振込先金融機関・店舗名・預金種目・口座番号、振込金額その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。
3. 指定した振込日に振込先金融機関の口座に振込金の入金が行われていない場合には、当該振込についてお取引窓口を確認してください。

## 第5章 大和証券口座への振替の取扱い

### 第19条 大和証券口座への振替契約の成立

1. 大和証券口座への振替契約は、当社にて本サービスのお客さまによる振替の依頼内容を確認し、振替資金等の受領を確認したときに成立するものとします。
2. 振替資金等は、振替日に当社に開設されている本サービスのお客さまご本人名義の円普通預金口座から自動的に引き落とす方法により受領するものとします。
3. 振替契約の成立後は、その依頼内容の取消および変更はできません。
4. 大和証券口座への振替の取扱いは、当社が別途定める取引時間の終了までに限ります。
5. 大和証券口座への振替の依頼は、銀行取引約款第2条第2項の方法（以下「端末による大和証券口座への振替依頼」といいます。）またはお取引窓口へ依頼する方法により行うことができます。

### 第20条 端末による大和証券口座への振替依頼

1. 端末による大和証券口座への振替依頼は、当社所定の手続きに従い行うものとします。
2. 前項の振替依頼は、振替金額その他所定の事項を正確に入力してください。誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 振替契約に従った振替金の入金が行われていない場合には、当該振替の依頼内容および当該振替についてエラーが発生していないかを端末から確認してください。

### 第21条 お取引窓口への依頼

1. お取引窓口に対する大和証券口座への振替依頼（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）は、当社所定の手続きに従い行うものとします。
2. 前項の振替依頼は、振替金額その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。
3. 振替契約に従った振替金の入金が行われていない場合には、当該振替についてお取引窓口を確認してください。

### 第22条 振替通知の発信

大和証券口座への振替契約が成立したときは、当社は、依頼内容に基づいて大和証券に振替通知を発信します。

## 第6章 雑則

### 第23条 約款等の準用

当社との取引に関し、この特約に定めのない事項については、各取引に係る約款等により取り扱います。当社の約款等は、当社のウェブサイトを確認することができます。

### 第24条 特約の変更

当社は、法令、金融情勢、社会情勢、経営状況その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づき、この特約の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は、変更内容を当社のウェブサイトへの掲示による公表その他相当の方法で周知し、公表等の際に定める適用開始日から当該変更が適用されるものとします。

以上

## 大和証券を通じてお取引をされるお客さまに 適用される特約（法人のお客さま）

この特約は、当社の銀行代理業者である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を通じたバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用する法人のお客さまについて定めるものです。

本サービスのお客さまには、銀行取引約款、円普通預金約款、円定期預金約款、振込約款等の各約款等を準用し、かつこの特約が適用されるものとします。本サービスのお客さまは、これらの各約款等およびこの特約について確認し、同意したものと取り扱います。

この特約の規定が他の規定と異なる場合にはこの特約の規定が優先するものとし、また、この特約に定めのない事項については、他の規定が適用されるものとします。

この特約で使用する用語は、特に断りのない限り、銀行取引約款、円普通預金約款、円定期預金約款、振込約款等の各約款等におけるものと同一の意味を有するものとします。

### 第1章 銀行取引約款の特則

#### 第1条 お取引いただける方

1. 本サービスをご利用いただけるお客さまは以下の要件をすべて満たすもののうち、当社が認める場合に限りです。
  - (1) 大和証券に口座を開設していること
  - (2) 当社および大和証券が定める所定の方法によりスウィープサービスにお申込みいただけること
  - (3) 大和証券オンライントレードを利用し、かつ法人代表者以外の者をオンライントレードを利用して取引を行う者として届け出ている場合、その者を本サービスの代理人として届け出ただけなこと
  - (4) 銀行取引約款第16条第3項各号のいずれにも該当しないこと
2. 本サービスのお客さまには、銀行取引約款第1条第1項第3号の規定の準用はないものとします。

#### 第2条 取引内容

本サービスのお客さまは、銀行取引約款第2条第2項の規定にかかわらず、所定のバンキングサービスについて、所定の大和証券のお取引窓口（以下「お取引窓口」といいます。）を通じてお取引いただけます。

#### 第3条 口座開設方法

1. お客さまが大和証券において当社の円普通預金口座開設のお申し込みを行う場合、大和証券は当社の銀行代理業者として口座開設にかかわる契約の締結の媒介を行うものとし、当社がこれを認めた場合に口座開設することができるものとします。
2. 前項の場合、銀行取引約款第3条第3項の規定は準用されないものとします。ただし、端末からバンキングサービスをご利用いただく場合には、本サービスのお客さまの電子メールアドレスを当社に届け出るものとします。
3. 第1項により口座開設を行う場合には、大和証券が保有する名称、所在地、連絡先、指定預貯金口座（大和証券において本サービスのお客さまがあらかじめ指定した預貯金口座をいいます。以下同じとします。）等の本サービスのお客さまに関する情報について、当社に届出があったものとして取り扱います。
4. 銀行取引約款第1条の規定にかかわらず、お客さまが大和証券の約款等に定める契約の解除事由に該当する場合、大和証券は、第1項の媒介を行わないことがあります。

#### 第4条 お取引カードの取扱い

本サービスのお客さまには、銀行取引約款第4条の規定にかかわらず、お取引カードを発行しないものとします。本サービスのお客さまは、認証番号の利用が必要なバンキングサービスをご利用になることはできません。

#### 第5条 バンキングサービスご利用時の本人確認

1. 本サービスのお客さまは、銀行取引約款第2条第2項の方法によりバンキングサービスをご利用いただく際は、大和証券のオンライントレードの利用画面にログインし、同画面経由で当社のバンキングサービスの利用画面にアクセスするものとします。この場合、当社のログインパスワードの入力は不要とし、銀行取引約款第6条第1項の規定にかかわらず、大和証券のオンライントレードへのログイン時における本人確認をもって、同項の本人確認を行ったものとみなします。
2. 前条および前項の規定により、本サービスのお客さまが、銀行取引約款第2条第2項の方法によりバンキングサービスをご利用いただく際に必要となるパスワード等は、取引パスワードのみとなります（ログインパスワードのお届けは不要です）。
3. 本サービスのお客さまがお取引窓口で取引を依頼（口頭、書面

その他の方法によって行うものを含みます。) する場合において、大和証券所定の方法により本サービスのお客さまの本人確認を行った場合は、以後本サービスの利用に関する本人確認を行ったものとして取り扱います。

4. 第1項および前項の手続きにより本人確認をして取り扱いました。例えば、当該パスワード、お届け印等につき不正使用その他の事故等があっても、当社は当該取引を有効なものとして取り扱い、これによって生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。

## 第6条 取引方法

1. 本サービスのお客さまによるお取引窓口への取引の依頼(口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。)は、当社所定の手続きに従い行うものとします。
2. 前項の場合、前条第3項により大和証券にて本サービスのお客さまからの依頼であることを認めた場合には、大和証券にて媒介を行い、当社がこれを承諾したときをもって、取引が成立するものとします。

## 第7条 取扱時間

本サービスの取扱時間は、大和証券のサービス時間によるものとします。

## 第8条 届出事項の変更

1. 本サービスのお客さまから、名称、所在地、連絡先、指定預貯金口座その他当社が定める所定の届出事項について、大和証券に変更の届出(大和証券における保護預り・振替決済口座等に関する届出を含みます。)があった場合には、当社に対しても当該届出があったものとして取り扱います。
2. 前項の取扱いにより生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。
3. 本サービスのお客さまは、第1項の届出の当社システムへの反映には、当社所定の日数を要することを了解するものとします。

## 第9条 口座の解約および取引の制限

1. 本サービスのお客さまにおいて大和証券で定める取引の制限および契約の解除事由が発生した場合、当社はお客さまに何ら通知することなく、直ちに預金口座における取引の全部もしくは一部

を停止し、または預金口座を解約できるものとします。

2. 本サービスのお客さまについて銀行取引約款第16条第3項各号に規定する解約または取引制限事由が発生した場合、当社は大和証券にその旨を通知し、大和証券は、本サービスのお客さま名義の口座(以下「大和証券口座」といいます。)における取引の全部もしくは一部を停止し、または口座を解約できるものとします。
3. 銀行取引約款第16条またはこの特約による解約手続き後の残高は当社に届け出された他の金融機関の本人名義の預金口座(当社が振込サービスを提供できる金融機関の口座に限る。)への振込、または大和証券口座への振替をすることで、当社は本サービスのお客さまに対するすべての責任を免れることができますものとします。当社に届出された他の金融機関の本人名義の預金口座への振込、または大和証券口座への振替ができない場合であっても、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
4. 第1項から前項による取引の停止または口座の解約により本サービスのお客さまに損害が生じても当社および大和証券は責任を負いません。

## 第2章 円普通預金約款の特則

### 第10条 円普通預金口座からの払戻し方法

本サービスのお客さまは、円普通預金約款第2条第1項に定める方法のほか、円普通預金口座から大和証券口座へ振り替えることにより払戻しを受けることができるものとします。

### 第11条 スウィープサービス取扱規定に基づく払戻し

大和証券のスウィープサービス取扱規定に基づき、大和証券から当社あてに払戻しの請求があったときは、当社は本サービスのお客さまに通知することなく、請求金額を大和証券が指定する日に当該お客さまによるパスワード等の入力なしに円普通預金口座から引き落とし、大和証券に支払うことができるものとします。引き落とし時点において、払い戻すべき金額が不足しているときは、円普通預金口座の残高の範囲内で引き落とし、大和証券に支払います。

### 第12条 払戻し金額

本サービスのお客さまから、円普通預金の払戻し(第10条および前条に基づく大和証券口座への振替による払戻しを除く。)の依頼があった場合、当社は、前条に規定する大和証券からの払戻しの請求が想定される最大金額として当社が定める金額を超える金額が円

普通預金口座にある場合に、当該超過額の範囲内で、これに応じます。

### 第3章 円定期預金約款の特則

#### 第13条 預入れ

1. 本サービスにおけるお取引窓口への円定期預金の預入れの申込み（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）は、当社所定の手続きに従い行うものとします。
2. 前項の申込みに際しては、円定期預金の預入金額、預入期間、満期時取扱方法その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。

#### 第14条 中途解約の取扱い

1. 本サービスにおけるお取引窓口への円定期預金の中途解約の申出（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）は、当社所定の手続きに従い行うものとします。
2. 前項の中途解約の申出に際しては、円定期預金明細番号その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。
3. 第1項に基づき、中途解約の申出があった場合、本サービスのお客さまは、その申出から解約までに当社所定の日数を要することを了解するものとします。

### 第4章 振込約款の特則

#### 第15条 振込

1. 本サービスにおけるお取引窓口への振込依頼（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）は、当社所定の手続きに従って行うものとします。ただし、お取引窓口へ依頼をする場合の振込は、この特約に基づき当社に届け出たものとみなされた指定預貯金口座あての振込に限ります。
2. 前項の振込依頼は、振込日、振込先金融機関・店舗名・預金種目・口座番号、振込金額その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。
3. 指定した振込日に振込先金融機関の口座に振込金の入金が行われていない場合には、当該振込についてお取引窓口を確認してく

ださい。

### 第5章 大和証券口座への振替の取扱い

#### 第16条 大和証券口座への振替契約の成立

1. 大和証券口座への振替契約は、当社にて本サービスのお客さまによる振替の依頼内容を確認し、振替資金等の受領を確認したときに成立するものとします。
2. 振替資金等は、振替日に当社に開設されている本サービスのお客さまご本人名義の円普通預金口座から自動的に引き落とす方法により受領するものとします。
3. 振替契約の成立後は、その依頼内容の取消および変更はできません。
4. 大和証券口座への振替の取扱いは、当社が別途定める取引時間の終了までに限ります。
5. 大和証券口座への振替の依頼は、銀行取引約款第2条第2項の方法（以下「端末による大和証券口座への振替依頼」といいます。）またはお取引窓口へ依頼する方法により行うことができます。

#### 第17条 端末による大和証券口座への振替依頼

1. 端末による大和証券口座への振替依頼は、当社所定の手続きに従い行うものとします。
2. 前項の振替依頼は、振替金額その他所定の事項を正確に入力してください。誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 振替契約に従った振替金の入金が行われていない場合には、当該振替の依頼内容および当該振替についてエラーが発生していないかを端末から確認してください。

#### 第18条 お取引窓口への依頼

1. お取引窓口に対する大和証券口座への振替依頼（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）は、当社所定の手続きに従い行うものとします。
2. 前項の振替依頼は、振替金額その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。
3. 振替契約に従った振替金の入金が行われていない場合には、当該振替についてお取引窓口を確認してください。

## 第19条 振替通知の発信

大和証券口座への振替契約が成立したときは、当社は、依頼内容に基づいて大和証券に振替通知を発信します。

## 第6章 雑則

### 第20条 約款等の準用

当社との取引に関し、この特約に定めのない事項については、各取引に係る約款等により取り扱います。当社の約款等は、当社のウェブサイトを確認することができます。

### 第21条 特約の変更

当社は、法令、金融情勢、社会情勢、経営状況その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づき、この特約の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は、変更内容を当社のウェブサイトへの掲示による公表その他相当の方法で周知し、公表等の際に定める適用開始日から当該変更が適用されるものとします。

以上

## 大和証券の提携先を通じてお取引をされる お客さまに適用される特約(個人のお客さま)

この特約は、個人のお客さまが、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）の業務提携先である、当社の銀行代理業者（以下「提携先」といいます。）を通じて、バンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用する場合の各種取扱いについて定めるものです。

当該お客さまについては、以下の第1条および第2条に定める同意条項により、お客さま情報の共有および銀行代理業に関する情報の利用に同意するものとします。また、当該お客さまについては、原則として「大和証券を通じてお取引をされるお客さまに適用される特約（個人のお客さま）」（以下「大和証券特約」といいます。）が適用されますが、以下の第3条から第13条までの各条に掲げる条項については、各条に定めるとおり読み替えた上で大和証券特約を適用するものとします。

### 第1条 お客さま情報の共有

お客さまは、下記（1）の情報共有の対象となるお客さまの情報について、情報の利用者である当社、大和証券および提携先の間で、下記（2）の利用目的の範囲内で、三社が相互に情報を提供し、受領し、共有することに同意するものとします。

#### （1）情報共有の対象となる情報

- ①氏名、住所、生年月日、年齢、性別、国籍、電話番号、メールアドレス、勤務先の名称・役職・電話番号、世帯主に関する情報、投資経験、資産・負債等に関する情報、お取引の目的
- ②商品やサービスに関連する事項についての意向、ニーズ、取引および預り資産（預金を含みます。）の情報
- ③通信文書
- ④その他、当社、大和証券又は提携先が業務上取得した又は今後取得する情報

#### （2）利用目的

各社のウェブサイトで公表されている「個人情報の利用目的」

### 第2条 銀行代理業に関する情報の利用

お客さまは、お客さまが既に大和証券もしくは提携先に開示した又は大和証券もしくは提携先が今後取得するお客さまに関する以下の情報を利用して、大和証券又は提携先がお客さまに対する銀行代理業および銀行代理業に付随する業務、兼業業務（金融商品取引業、金融商品仲介業務、銀行業務、保険募集業務、貸金業等）を行うことに同意するものとします。

- (1) 銀行法施行規則第34条の4第2項に定める非公開情報
- (2) 銀行法施行規則第34条の4第1項に定める非公開金融情報
- (3) 保険業法施行規則第212条第2項第1号口に定める非公開保険情報

### 第3条 取引内容

大和証券特約の第2条は次のとおり読み替えます。

本サービスのお客さまは、銀行取引約款第2条第2項の規定にかかわらず、所定のバンキングサービスについて、所定の大和証券または提携先のお取引窓口（以下「お取引窓口」といいます。）を通じてお取引いただけます。

### 第4条 口座開設方法

1. 大和証券特約の第3条第1項は次のとおり読み替えます。

お客さまが提携先において当社の円普通預金口座開設のお申し込みを行う場合、提携先は当社の銀行代理業者として口座開設にかかわる契約の締結の媒介を行うものとし、当社がこれを認めた場合に口座開設することができるものとします。

2. 大和証券特約の第3条第4項は次のとおり読み替えます。

銀行取引約款第1条の規定にかかわらず、お客さまが大和証券または提携先の約款等に定める契約の解除事由に該当する場合、提携先は、第1項の媒介を行わないことがあります。

### 第5条 バンキングサービスご利用時の本人確認

1. 大和証券特約の第4条第2項は次のとおり読み替えます。

本サービスのお客さまがお取引窓口取引を依頼（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）する場合において、大和証券または提携先所定の方法により本サービスのお客さまの本人確認を行った場合は、以後本サービスの利用に関する本人確認を行ったものとして取り扱います。

2. 大和証券特約の第4条第3項は次のとおり読み替えます。

第1項および前項の手続きにより本人確認をして取り扱いましたうえは、当該パスワード、お届出印等につき不正使用その他の事故等があっても、当社は当該取引を有効なものとして取り扱い、これによって生じた損害については、当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

### 第6条 取引方法

大和証券特約の第5条第2項は次のとおり読み替えます。

前項の場合、前条第2項により提携先にて本サービスのお客さまご本人からの依頼であることを認めた場合には、提携先にて媒介を

行い、当社がこれを承諾したときをもって、取引が成立するものとします。

### 第7条 取扱時間

大和証券特約の第6条は次のとおり読み替えます。

本サービスの取扱時間は、提携先および大和証券のサービス時間によるものとします。

### 第8条 届出事項の変更

大和証券特約の第7条第2項は次のとおり読み替えます。

前項の取扱いにより生じた損害については、当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

### 第9条 口座の解約および取引の制限

1. 大和証券特約の第8条第1項は次のとおり読み替えます。

本サービスのお客さまにおいて提携先または大和証券で定める取引の制限および契約の解除事由が発生した場合、当社はお客さまに何ら通知することなく、直ちに預金口座における取引の全部もしくは一部を停止し、または預金口座を解約できるものとします。

2. 大和証券特約の第8条第4項は次のとおり読み替えます。

第1項から前項による取引の停止または口座の解約により本サービスのお客さまに損害が生じても当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

3. 大和証券特約の第8条第5項は次のとおり読み替えます。

本サービスのお客さまが大和証券口座のみを解約する場合、または提携先を通じて取引をすることがなくなった場合、この特約は適用されなくなります。ただし、この特約に基づいて当社に届け出たものとみなされた事項については、引き続き当該届出があったものとして取り扱います。また、大和証券口座のみの解約に際しては、当社との取引を継続するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関係法令に基づき本人確認書類をご提出いただく場合があります。

### 第10条 円定期預金の預入れ

大和証券特約の第15条第2項は次のとおり読み替えます。

前項の申込みに際しては、円定期預金の預入金額、預入期間、満期時取扱方法その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

### 第11条 円定期預金の中途解約の取扱い

大和証券特約の第16条第2項は次のとおり読み替えます。

前項の中途解約の申出に際しては、円定期預金明細番号その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

## 第12条 振込

大和証券特約の第18条第2項は次のとおり読み替えます。

前項の振込依頼は、振込日、振込先金融機関・店舗名・預金種目・口座番号、振込金額その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

## 第13条 大和証券口座への振替に係るお取引窓口への依頼

大和証券特約の第21条第2項は次のとおり読み替えます。

前項の振替依頼は、振替金額その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

### 附則

この特約は2023年4月1日より適用されます。

以上

## 大和証券の提携先を通じてお取引をされるお客さまに適用される特約(法人のお客さま)

この特約は、法人のお客さまが、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）の業務提携先である、当社の銀行代理業者（以下「提携先」といいます。）を通じて、バンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用する場合の各種取扱いについて定めるものです。

当該お客さまについては、以下の第1条および第2条に定める同意条項により、お客さま情報の共有および銀行代理業に関する情報の利用に同意するものとします。また、当該お客さまについては、原則として「大和証券を通じてお取引をされるお客さまに適用される特約（法人のお客さま）」（以下「大和証券特約」といいます。）が適用されますが、以下の第3条から第13条までの各条に掲げる条項については、各条に定めるとおり読み替えた上で大和証券特約を適用するものとします。

### 第1条 お客さま情報の共有・利用

1. お客さまは、当社、大和証券、および提携先が既に取得した又は今後取得するお客さまの取引、業務および財産等に関する情報その他これに付帯する情報について、三社が相互に情報を提供し、受領し、共有することに同意するものとします。
2. お客さまは、提携先が業務上取得した又は今後取得する、お客さまに関する非公開融資等情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第13号）を利用して、提携先がお客さまに対する金融商品仲介業務、融資業務又は金融機関代理業務を行うことに同意するものとします。

### 第2条 銀行代理業に関する情報の利用

お客さまは、お客さまが既に大和証券もしくは提携先に開示した又は大和証券もしくは提携先が今後取得するお客さまに関する以下の情報を利用して、大和証券又は提携先がお客さまに対する銀行代理業および銀行代理業に付随する業務、兼業業務（金融商品取引業、金融商品仲介業務、銀行業務、保険募集業務、貸金業等）を行うことに同意するものとします。

- (1) 銀行法施行規則第34条の48第2項に定める非公開情報
- (2) 銀行法施行規則第34条の48第1項に定める非公開金融情報
- (3) 保険業法施行規則第212条第2項第1号口に定める非公開保険情報

### 第3条 取引内容

大和証券特約の第2条は次のとおり読み替えます。

本サービスのお客さまは、銀行取引約款第2条第2項の規定にかかわらず、所定のバンキングサービスについて、所定の大和証券または提携先のお取引窓口（以下「お取引窓口」といいます。）を通じてお取引いただけます。

### 第4条 口座開設方法

1. 大和証券特約の第3条第1項は次のとおり読み替えます。

お客さまが提携先において当社の円普通預金口座開設のお申し込みを行う場合、提携先は当社の銀行代理業者として口座開設にかかわる契約の締結の媒介を行うものとし、当社がこれを認めた場合に口座開設することができるものとします。

2. 大和証券特約の第3条第4項は次のとおり読み替えます。

銀行取引約款第1条の規定にかかわらず、お客さまが大和証券または提携先の約款等に定める契約の解除事由に該当する場合、提携先は、第1項の媒介を行わないことがあります。

### 第5条 バンキングサービスご利用時の本人確認

1. 大和証券特約の第5条第3項は次のとおり読み替えます。

本サービスのお客さまがお取引窓口取引を依頼（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）する場合において、大和証券または提携先所定の方法により本サービスのお客さまの本人確認を行った場合は、以後本サービスの利用に関する本人確認を行ったものとして取り扱います。

2. 大和証券特約の第5条第4項は次のとおり読み替えます。

第1項および前項の手続きにより本人確認をして取り扱いましたうえは、当該パスワード、お届出印等につき不正使用その他の事故等があっても、当社は当該取引を有効なものとして取り扱い、これによって生じた損害については、当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

### 第6条 取引方法

大和証券特約の第6条第2項は次のとおり読み替えます。

前項の場合、前条第3項により提携先にて本サービスのお客さまご本人からの依頼であることを認めた場合には、提携先にて媒介を行い、当社がこれを承諾したときをもって、取引が成立するものとします。

### 第7条 取扱時間

大和証券特約の第7条は次のとおり読み替えます。

本サービスの取扱時間は、提携先および大和証券のサービス時間

によるものとします。

### 第8条 届出事項の変更

大和証券特約の第8条第2項は次のとおり読み替えます。

前項の取扱いにより生じた損害については、当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

### 第9条 口座の解約および取引の制限

1. 大和証券特約の第9条第1項は次のとおり読み替えます。

本サービスのお客さまにおいて提携先または大和証券で定める取引の制限および契約の解除事由が発生した場合、当社はお客さまに何ら通知することなく、直ちに預金口座における取引の全部もしくは一部を停止し、または預金口座を解約できるものとします。

2. 大和証券特約の第9条第4項は次のとおり読み替えます。

第1項から前項による取引の停止または口座の解約により本サービスのお客さまに損害が生じても当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

### 第10条 円定期預金の預入れ

大和証券特約の第13条第2項は次のとおり読み替えます。

前項の申込みに際しては、円定期預金の預入金額、預入期間、満期時取扱方法その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

### 第11条 円定期預金の中途解約の取扱い

大和証券特約の第14条第2項は次のとおり読み替えます。

前項の中途解約の申出に際しては、円定期預金明細番号その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

### 第12条 振込

大和証券特約の第15条第2項は次のとおり読み替えます。

前項の振込依頼は、振込日、振込先金融機関・店舗名・預金種目・口座番号、振込金額その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

### 第13条 大和証券口座への振替に係るお取引窓口への依頼

大和証券特約の第18条第2項は次のとおり読み替えます。

前項の振替依頼は、振替金額その他所定の事項を正確に表示して

ください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社、大和証券および提携先は責任を負いません。

附則

この特約は2023年4月1日より適用されます。

以上

## 外貨普通預金約款

### 第1条 お取引いただける方

この預金口座をご利用いただけるお客さまは、大和証券を通じてお取引をされるお客さまに適用される特約（個人のお客さま）第1条に規定する方、および大和証券を通じてお取引をされるお客さまに適用される特約（法人のお客さま）第1条に規定する方とします。ただし、日本国内に住所を有しない方を除きます。

### 第2条 取引方法

この預金は、銀行取引約款第2条第2項の規定にかかわらず、当社の銀行代理業者である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）の所定のお取引窓口を通じてお取引いただけます。

### 第3条 取引の制限

当社取扱通貨に関して、金融情勢の動向等によっては、当社は一時的に外貨普通預金にかかる取引を制限または停止することがあります。

### 第4条 受入れ

1. この預金口座への受入れは、当社所定の外国通貨のみとします。
2. この預金口座への受入れは、お客さまの大和証券のご本人名義の口座（以下「大和証券口座」といいます。）からの振替、当社に開設されているお客さまご本人名義かつ同一通貨の他の預金口座からの振替、外貨積立約款に定める方法による振替、またはその他当社が適当と判断した方法によるものとします。当社に開設されている円普通預金口座および円定期預金口座からの振替、その他の通貨の異なる預金口座からの振替によることは当社が認める場合を除きできません。

### 第5条 適用外国為替相場

当社が適当と判断した場合、異なる通貨への交換を伴う方法によりこの預金の預入れまたは払戻し（この預金口座の解約に伴う払戻しを含みます。）を行う場合があります。この場合には、その交換に適用する外国為替相場は、当社所定の相場を適用するものとします。

### 第6条 払戻し

1. この預金の払戻しは、大和証券口座への振替、当社に開設されているお客さまご本人名義かつ同一通貨の他の預金口座への振替、またはその他当社が適当と判断した方法によるものとします。当社に開設されている円普通預金口座または円定期預金口座への振替、その他の通貨の異なる預金口座への振替によることは当社

が認める場合を除きできません。

2. 大和証券のスイープサービス取扱規定に基づき、大和証券から当社あてに払戻しの請求があったときは、当社はお客さまに通知することなく、請求金額を大和証券が指定する日に本人確認を行うことなしに外貨普通預金口座から引き落とし、大和証券に支払うことができるものとします。引き落とし時点において、払い戻すべき金額が不足しているときは、外貨普通預金口座の残高の範囲内で引き落とし、大和証券に支払います。
3. 同日に複数件の払戻しの依頼があった場合に、その総額（手数料を含む）が預金残高を超えるときは、そのいずれを払い戻すかは当社の任意とします。
4. 外国為替市場において外国為替取引が行われないなど、外国通貨の入手が困難な場合、当社は当該外国通貨または当社所定の外国為替相場により換算した当該外国通貨相当額の本邦通貨もしくは他の外国通貨またはそれらの組み合わせのいずれをもって支払うことができるものとします。

#### 第7条 大和証券口座への振替依頼

1. 大和証券口座への振替依頼（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）は、当社所定の手続きに従い行うものとします。
2. 前項の振替依頼は、振替金額その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。

#### 第8条 大和証券口座への振替契約の成立

1. 大和証券口座への振替契約は、当社が振替の依頼内容を確認し、振替資金等の受領を確認したときに成立するものとします。
2. お客さまは、大和証券口座への振替には、当社所定の日数を要することを了解するものとします。
3. 振替資金等は、振替日に当社に開設されているお客さまご本人名義かつ同一通貨の外貨普通預金口座から自動的に引き落とす方法により受領するものとします。
4. 振替契約の成立後は、その依頼内容の取消および変更はできません。

#### 第9条 利息

1. この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1補助通貨単位として、毎年2月と8月の当社所定の日毎日の当社所定の外貨普通預金利率によって計算のうえ、この預金に組み込まれます。
2. 利息の計算は、1年を365日とする日割り計算とします（1補

助通貨単位未満切捨て）。

3. 利率は金融情勢の変化等により変更することがあります。

#### 第10条 差押命令等

この預金に対して仮差押えまたは差押えの命令（民事保全法に基づく命令、民事執行法に基づく命令、国税徴収法に基づく命令および地方税法に基づく命令を含みますが、これらに限りません。以下「差押命令等」といいます。）が当社に送達された場合、当社はお客さまに対する事前の通知および所定の手続きを省略し、次の各号で定める方法によるほか、当社所定の方法で処理いたします。

- (1) 差押命令等の効力が及ぶ金額に満つるまでの当該預金（以下「差押預金」といいます。）を、当社所定の時期において、円貨に換えて行うものとします。
- (2) 前号に基づき円貨に換える場合の外国為替相場は、当社の計算実行時の換算レートを適用するものとします。
- (3) 前各号に基づき円貨に換える前の差押預金に1補助通貨単位に満たない端数がある場合は、1補助通貨単位まで切り上げたうえで円貨に換えるものとし、当該切上部分（1補助通貨と当該端数との差額であり、差押預金には含まれません。）に相当する円貨はお客さまの円普通預金に入金するものとします。
- (4) 差押命令等が取立、供託等の前に取り下げられた場合、前1号および2号に基づき円貨に換えた差押預金は円貨のまま円普通預金口座に入金するものとします。
- (5) 差押預金の利息は、円貨に換えた後は円普通預金約款第3条に準じて取り扱うものとします。

#### 第11条 相続発生時の取扱い

お客さまの死亡により、相続が発生した場合には、すべての外貨普通預金を解約いただくものとします。

#### 第12条 解約

1. この預金口座の解約の申出（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）は、当社所定の手続きに従い行うものとし、なお、外貨定期預金残高がある場合には、外貨普通預金口座のみを解約することはできません。
2. 銀行取引約款第16条またはこの約款によるこの預金の解約手続き後の残高は、当社に届け出された他の金融機関の本人名義の預金口座（当社が振込できる金融機関の口座に限る。）への振込、または大和証券口座への振替をすることで、当社はお客さまに対するすべての責任を免れることができるものとします。当社に届け出された他の金融機関の本人名義の預金口座への振込、または大和証券口座への振替ができない場合であっても、これにより生

じた損害について、当社は責任を負いません。

3. お客さまは、前2項の手続きについては、当社所定の日数を要することを了解するものとします。

### 第13条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

- この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、または第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - 相殺通知は書面によるものとし、当社に対し複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - 前号による充当の指定がない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
  - 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当社の定めによるものとします。
- 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

### 第14条 約款等の準用

この約款に定めのない事項については、当社の定める他の約款等によるものとします。

### 第15条 管理法等

この預金についての取引は、外国為替および外国貿易法ならびに

同法に関連する政省令等の定めに従って取り扱うものとします。

### 第16条 約款の変更

当社は、法令、金融情勢、社会情勢、経営状況その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づき、この約款の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は、変更内容を当社のウェブサイトへの掲示による公表その他相当の方法で周知し、公表等の際に定める適用開始日から当該変更が適用されるものとします。

以上

# 外貨積立約款

## 第1条 サービスの概要

1. 外貨積立（以下「本サービス」といいます。）とは、お客さまがあらかじめ指定した日（以下「積立日」といいます。）に、お客さまがあらかじめ指定した金額（以下「積立金額」といいます。）を当社に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座から自動的に引き落とし、当社所定の外国為替相場場で換算した外貨額を同一名義の外貨普通預金口座へ入金するサービスです（以下、当該引落としから当該入金までの一連の取引を「積立」といいます。）。お客さまが、当社所定の方法により本サービスの申込手続きを行い、当社が所定の手続きを完了することにより、お客さまと当社との間で本サービスにかかる契約（以下「積立申込」といいます。）が成立します。
2. 本サービスは、お客さまに定期的に外貨を買付いただき、当社において長期的に運用していただくことで、お客さまの資産形成に資することを趣旨としています（以下「本サービスの趣旨」といいます。）。
3. 外貨普通預金口座に入金した後は、外貨普通預金約款により取り扱います。外貨普通預金口座の他の残高と区分してお預かりいたしませんので、払戻しについては外貨普通預金約款により取り扱います。

## 第2条 取引方法

本サービスは、銀行取引約款第2条第2項の規定にかかわらず、当社の銀行代理業者である大和証券株式会社の所定のお取引窓口を通じてご利用いただけます。

## 第3条 積立の取扱い

1. ご利用いただける方  
本サービスをご利用いただけるお客さまは、当社の外貨普通預金口座を開設されている方とします。ただし、お客さまが、積立を行った後、短期間で積立申込を解約する行為を繰り返すなど、本サービスの趣旨にそぐわない取引を行っていたまたは行っていると当社が判断した場合は、本サービスのご利用をお断りする場合があります。
2. 積立日  
お客さまは、当社所定のいずれかの日を積立日として指定するものとします。積立日を複数指定することも可能です。
3. 積立休止日  
当社は、積立日が次のいずれかに該当する場合は、積立を行いません。積立を行わない日を、積立休止日とします。

- (1) 当社非営業日であるとき
- (2) 金融情勢の動向等の事情により、積立を行うことができないと当社が判断したとき

4. 積立金額  
お客さまは、積立金額を当社所定の金額の範囲内および単位で指定するものとします。
5. 積立通貨  
お客さまは、当社所定のいずれかの外貨を積立通貨として指定するものとします。積立通貨を複数指定することも可能です。
6. 為替レート  
積立にかかる為替レートは、積立日当日の当社所定の為替レートを適用します。

## 第4条 積立を行わない場合の取扱い

1. 積立休止日の場合  
積立日が積立休止日に該当した場合は、積立を行いません。この場合、翌日（翌日が積立休止日の場合は、さらに翌日とします。）に積立を行うものとし、当該日を積立日とみなします。
2. 引落しできない場合  
積立日の当社が引落しを行う時点において、円普通預金口座から積立金額全額を引き落とすことができなかったときは、積立を行いません。なお、積立日を同一とする複数の積立申込があり、それらの契約における積立日あたりの積立金額の合計額全額を円普通預金口座から引き落とせない場合、いずれの積立申込を優先して積立を行うかは当社の任意とします。

## 第5条 申込内容の変更

お客さまが積立申込の内容を変更する場合には、当社所定の方法によるものとします。ただし、積立通貨を変更することはできません。

## 第6条 本サービスの一時停止・終了等

1. お客さまによる積立の休止はできません。
2. 当社は、金融情勢の変動等のやむを得ない事情により当社が必要と認める場合は、一部または全部の通貨について本サービスの取扱いの一部または全部を一時停止し、またはその取扱いを終了することができるものとします。

## 第7条 積立申込の解約

積立申込は次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客さまが当社所定の手続きにより積立申込の解約を申出たとき

- (2) 第6条第2項により、本サービスの取扱いを終了したとき
- (3) 3回連続して積立日に積立金額の引落しができなかったとき
- (4) お客さまが外貨普通預金口座の解約を申し出たとき
- (5) 当社が、法令または本約款もしくは当社が定める他の約款等に基づき、外貨普通預金口座を解約しようとするとき
- (6) お客さまが、積立を行った後、短期間で積立申込を解約する行為を繰り返すなど、本サービスの趣旨にそぐわない取引を行っていたまたは行っていると当社が判断したとき

#### 第8条 約款等の準用

この約款に定めのない事項については、当社の定める他の約款等によるものとします。

#### 第9条 管理法等

本サービスは、外国為替および外国貿易法ならびに同法に関連する政省令等の定めに従って取り扱うものとします。

#### 第10条 約款の変更

当社は、法令、金融情勢、社会情勢、経営状況その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づき、この約款の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は、変更内容を当社のウェブサイトへの掲示による公表その他相当の方法で周知し、公表等の際に定める適用開始日から当該変更が適用されるものとします。

以上

## 外貨定期預金約款

#### 第1条 口座開設

外貨定期預金口座は、この預金を初めて預入れするときに、預入れと同時に開設します。

#### 第2条 取引方法

この預金は、銀行取引約款第2条第2項の規定にかかわらず、当社の銀行代理業者である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）の所定のお取引窓口を通じてお取引いただけます。

#### 第3条 取引の制限

当社取扱通貨に関して、金融情勢の動向等によっては、当社は一時的に外貨定期預金にかかる取引を制限または停止することがあります。

#### 第4条 預入れ

1. この預金口座への預入れは、当社所定の外国通貨のみとします。
2. この預金口座への預入れの最低金額および単位は、各通貨ごとに当社が別途定めるものとします。なお、預入金額には、上限を設ける場合があります。
3. この預金口座への預入れは、当社に開設されているお客さまご本人名義かつ同一通貨の外貨普通預金口座からの振替によるものとします。
4. この預金への預入れの申込み（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）は、当社所定の手続きに従い行うものとします。
5. 前項の申込みの際には、外貨定期預金の預入日、預入金額、預入期間、満期時取扱方法その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。

#### 第5条 預入期間および満期時取扱方法の選択

##### 1. 預入期間の選択

預入れ時に、当社で定める一定の預入期間から選択する方法または1か月以上1年未満以内の範囲で満期日（当社所定の日を除く。）を任意に定める方法（以下「満期日指定方式」といいます。）のいずれかを選択いただけます。

##### 2. 満期時取扱方法の選択

- (1) 預入れ時に、満期時取扱方法として、自動継続（元利）、自動継続（元金）、または自動解約のいずれかを選択いただけます。ただし、当社は、通貨により、満期時取扱方法をこのうちのい

ずれかに限定する場合があります。

また、前項において満期日指定方式を選択した場合、自動解約となります。

- (2) 満期時取扱方法を変更する場合には、満期日の前日（当社が指定する場合には前営業日）までに当社所定の方法により手続きをしてください。

### 3. 元金の取扱い

#### (1) 自動継続（元利）および自動継続（元金）

- ① 満期日に前回と同一の期間かつ同一通貨の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- ② 自動継続（元利）を選択した場合の継続後の元金は、継続前の元金に利息を加えた金額とします。
- ③ 自動継続（元金）を選択した場合の継続後の元金は、継続前の元金と同じ金額とし、利息は当社に開設されているお客さまご本人名義かつ同一通貨の外貨普通預金口座に入金します。
- ④ 継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- ⑤ 継続を停止する場合は、前項第2号の方法により満期時取扱方法を自動解約に変更してください。

#### (2) 自動解約

自動解約を選択した場合、満期日に自動的に解約し、元金および利息を支払います。

## 第6条 預入日の取扱い

1. お客さまは、外貨定期預金の預入れに際しては、預入日を指定するものとします。
2. 翌日以降を預入日として指定した場合、その日を預入日とする外貨定期預金の預入れの予約の依頼として取り扱います。
3. 外貨定期預金の預入れの予約は、当社所定の手続きを行うことにより、取り消すことができます。
4. 外貨定期預金の預入れの予約において、預入日に外貨普通預金の残高不足等により預入金額の振替ができなかったときは、外貨定期預金の預入れの予約の依頼はなかったものとして取り扱います。

## 第7条 払戻し

この預金の解約（中途解約を含みます。）に基づく元金および利息の支払いは、当社に開設されているお客さまご本人名義かつ同一通貨の外貨普通預金口座に振り替えることによります。

## 第8条 利息

1. この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じとします。）から満期日の前日までの日数および適用する当社所定の利率（継続後の預金については第5条第2項第1号④に定める利率をいい、以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、次条の中途解約がなされた場合は、この限りではありません。なお、複利型の場合の利息は、1年複利の方法で計算します。
2. 満期日において外貨普通預金口座の凍結その他の理由により元金または利息の支払いができず、満期日の翌日以降に元金または利息を支払う場合、当該満期日以降の元金に対する利息は、当該満期日から元金を支払う日の前日までの日数および当社所定の外貨普通預金利率により計算します。なお、本項の場合において、満期日における未払利息に対して利息は付されないものとします。
3. 次条の規定によりこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および当社が定める中途解約利率によって元金とともに支払います。
4. この預金の付利単位は1補助通貨単位とし、1年を365日として日割りで計算します（1補助通貨単位未満切捨て）。

## 第9条 中途解約

1. 満期日前の解約は原則としてできません。ただし、お客さまより当社所定の方法により満期日前の解約申出があり、かつ当社がやむをえないものと認めた場合には、解約することができます。なお、この預金の一部について解約することはできません。
2. この預金を前項に従って中途解約する場合、中途解約の申出（口頭、書面その他の方法によって行うものを含みます。）は、当社所定の手続きに従い行うものとします。
3. 前項の中途解約の申出に際しては、外貨定期預金の明細番号その他所定の事項を正確に表示してください。表示が誤っていたとしても、これによって生じた損害については、当社および大和証券は責任を負いません。
4. 第2項に基づき、中途解約の申出があった場合、お客さまは、その申出から解約までに当社所定の日数を要することを了解するものとします。

## 第10条 差押命令等

この預金に対して仮差押えまたは差押えの命令（民事保全法に基づく命令、民事執行法に基づく命令、国税徴収法に基づく命令および地方税法に基づく命令を含みますが、これらに限りません。以下「差押命令等」といいます。）が当社に送達された場合、当社はお客さま

に対する事前の通知および所定の手続きを省略し、次の各号で定める方法によるほか、当社所定の方法で処理いたします。

- (1) 差押命令等の効力が及ぶ金額に満つるまでの当該預金（以下「差押預金」といいます。）を、当社所定の時期に明細ごとに解約のうえ、外貨普通預金口座へ入金し、差押預金の額を円貨に換えることとします。
- (2) 前号により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、預入れ時の約定利率により計算します。
- (3) 第1号に基づき外貨普通預金口座に入金した差押預金は外貨普通預金約款第10条に準じて取り扱うものとします。

### 第11条 相続発生時の取扱い

1. お客さまの死亡により、相続が発生した場合には、相続人は当社所定の方法により届け出てください。
2. 前項の届出があった場合、当社所定の手続きに従い、すべての外貨定期預金を解約いただく場合があります。
3. 前項により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、預入時の約定利率により計算し、元金とともに当社に開設されているお客さまご本人名義の外貨普通預金口座に振り替えます。

### 第12条 非居住者の取扱い

1. お客さまが日本国内に住所を有さなくなったときは、当社所定の方法により届け出てください。
2. 前項による届出により、当社においてお客さまが非居住者である事実を確認した場合には、外貨定期預金を解約します。
3. 前項により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、預入時の約定利率により計算し、元金とともに支払います。

### 第13条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、または第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
2. 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当社に対し複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。た

だし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- (2) 前号による充當の指定がない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
  - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等の計算については、次によるものとします。

- (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率によるものとします。
  - (2) 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

### 第14条 約款等の準用

この約款に定めのない事項については、当社の定める他の約款等によるものとします。

### 第15条 管理法等

この預金についての取引は、外国為替および外国貿易法ならびに同法に関連する政省令等の定めに従って取り扱うものとします。

### 第16条 約款の変更

当社は、法令、金融情勢、社会情勢、経営状況その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づき、この約款の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は、変更内容を当社のウェブサイトへの掲示による公表その他相当の方法で周知し、公表等の際に定める適用開始日から当該変更が適用されるものとします。

以上

## 反社会的勢力への対応に関する基本方針

株式会社大和ネクスト銀行

当社は、金融市場の健全性・公平性の確保およびお客さまと従業員の安全確保のために、暴力団、暴力団関係者、総会屋などの反社会的勢力の排除に向けた体制を整備するとともに、組織的な対応を行うことにより、これら勢力と一切の関係を断絶します。

1. 当社は、反社会的勢力との取引を一切行いません。
2. 当社は、すでに当社と取引をしている方が反社会的勢力であることが判明した場合、取引の解消に向けた適切な措置をすみやかに講じます。
3. 当社は、反社会的勢力への資金提供は一切行いません。
4. 当社は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行います。
5. 当社は、反社会的勢力の排除に関し、平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築してまいります。

以 上

## 反社会的勢力ではないことの 表明・確約に関する同意

私（取引の名義人が法人の場合には、当該法人の役員等も含む。以下同じ。）は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、株式会社大和ネクスト銀行（以下「貴社」という。）の通知なく取引の全部または一部が停止・解約されても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

①貴社との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
6. その他前各号に準ずる者

②自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

以 上